

改正概要説明書

国名： ブラジル

法令名： 産業財産法

改正情報： 2021年9月2日法 14,200 で改正された 1996年5月14日法 9.279

改正概要：

1. 権利の存続期間の見直し

・発明特許及び実用新案特許の存続期間について、出願日から起算して発明特許は 20 年、実用新案特許は 15 年という原則に関わらず、改正前は、発明特許は 10 年、実用新案特許は 7 年の存続期間を確保する例外規定を設けていたが、2021 年の連邦最高裁判所が当該規定は違憲であると判断したことにより、当該例外規定を廃止することとした（改正前第 40 条補項の廃止）。これにより存続期間は上記原則に統一された。

2. 特許の効力の及ばない範囲の規定の追加

・特許の存続期間満了後に実施等する目的で、ブラジル国内外で販売許可等を受けるために権原のない第三者が特許発明を実施等する行為は、特許の効力が及ばず侵害とはならない旨の規定を追加した（第 43 条(VII)の新設）。

3. 強制ライセンス付与の要件の追加

・国家緊急事態又は公共の利益に関わる事態が生じた場合に、これらに対処するのに有益な特許又は特許出願について強制ライセンスの付与を可能とする規定を新設し、詳細な手続要件を設けた（第 71 条(II)-(XVIII)の追加）。

・医薬品の特許について、発展途上国に輸出するために必要な場合も強制ライセンス付与を可能とする規定を新設した（第 71A 条）。

4. 経過措置の整備

・改正法は改正時に係属中のすべての出願に適用される例外として、医薬品等について除外対象とする出願の出願日の最終期限を追加するとともに、特許性の基準について医薬品等に適用される期間を限定する等の規定を追加した（第 229 条の修正、第 229 条補項の追加）。

改正内容：

・ 第 40 条補項

存続期間が特許登録から 10 年（実案登録は 7 年）を超えない旨の補項を削除。その結果、特許出願から 20 年、実案出願から 15 年の規定のみとなった。

・ 第 43 条

(VII)は新設項である。

・ 第 71 条

国家緊急事態の宣言に関する詳細な要件が(II)から(XVIII)まで新設された。

・第 71A 条

新設条文である。

・第 229 条

本文が修正され、さらに補項が追加された。

・第 229C 条

医薬品に拘わる製法及び方法特許付与の際に、国家衛生監督庁 (ANVISA) が事前同意する条項が廃止された。